

会議録

令和2年度第25回宮古島市教育委員会（定例会）

日 時	令和3年3月26日（金） 開会：午後3時 閉会：午後5時16分
場 所	宮古島市役所 3階 会議室
出 席 委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠徳 教育委員 渡久山 ひろみ 教育委員 下地 一美 教育委員 新城 久恵
事務局員	(教育部長) 部長：上地 昭人 (生涯学習部) 部長：下地 明 (教育総務課) 課長：来間 正雄 課長補佐：源河 武和 総務係長：與那覇 齊
説明員	(中央公民館) 主幹：池間 くみえ (総合博物館) 館長：平良 恵栄 (学校教育課) 課長：垣花 秀明 指導主事：與那覇 正人 (教育総務課) 総務係長：與那覇 齊 (教育施設班) 班長：平良 邦明 調整官：善平 竜也 (児童家庭課) 課長：久貝 順一

議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について 会議録の承認について（令和2年度第23回教育委員会（臨時会））	承認
承認事項	会議録の承認について（令和2年度第24回教育委員会（定例会））	承認
報告	教育長報告	
議案第58号	宮古島市公民館非常勤館長の任命について	可決
議案第59号	宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命について	可決
議案第60号	宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について	可決
議案第61号	宮古島市立学校処務規程の一部改正について	可決
議案第62号	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	可決
議案第63号	宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について	可決
議案第64号	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	可決
議案第65号	宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備について	可決
議案第66号	宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について	可決
議案第67号	宮古島市立教育研究所長の任命について	可決
報告第14号	宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会の報告について	
報告第15号	臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	承認
報告第16号	宮古島市立学校のいじめ事案に関する報告について	
その他		

会議録

大城教育長	<p>これより令和2年度第25回教育委員会（定例会）を開催します。</p> <p>（※全員出席の場合※）</p> <p>本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に、<u>渡久山ひろみ</u>委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2、日程第3「会議録の承認」を一括して提案します。</p> <p>令和2年度第23回及び第24回の教育委員会会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきますので確認をお願いします。</p> <p>ご意見、質疑等あればお願ひいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、第23回及び第24回の教育委員会会議録について承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>日程第2、日程第3「会議録の承認」については、承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第4「教育長報告」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課 来間課長	<p>（資料を読み上げて説明）</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。 質疑等あればお願ひします。</p>
新城委員	<p>日程報告中、2月12日（金）羽路芳子様 市長表敬同席とありますが、羽地の間違いではないですか。</p>

教育総務課長 来間課長	<p>羽地が正しいです。失礼いたしました訂正いたします。また、2月13日（金）とありますが（土）の間違いです。</p> <p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>質疑ないようですので教育長報告について承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第5「議案第58号 宮古島市公民館非常勤館長の任命について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
中央公民館 池間主幹	<p>議案第58号についてご説明いたします。</p> <p>（ 資料に基づき説明 ）</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願いします。</p>
下地委員	<p>地域づくり協議会の推薦、履歴書等から特に問題ない為、全員認めたいと思います。ただ、非常勤の公民館長がどのような職務に携わっているのか、月額どれくらいの報酬があるのか教えていただきたい。</p>
生涯学習部 下地部長	<p>宮古島市公民館非常勤館長設置要綱の第4条にありますように、非常勤館長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 教育委員会が定める教育方針に従った、地域的事業に関すること。</p> <p>(2) 各種社会教育団体の指導育成、地区公民館及びその他公民館における事業の援助及び相互の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) その他、社会教育振興に関すること。</p> <p>などがあり、それぞれの公民館運営に携わっております。</p> <p>勤務・報酬につきましては、城辺、上野、下地、伊良部公民館長は、週4日勤務で月額126,000円、下崎、久松、西原地区公民館長は、週3日勤務で80,000円となっております。</p>
大城教育長	<p>今の説明でよろしいでしょうか。</p>
下地委員	<p>はい。分かりました。</p>

大城教育長	<p>他にありますか。 質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、「議案第58号 宮古島市公民館非常勤館長の任命について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第6 「議案第59号 宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p>
中央公民館 池間主幹	<p>議案第59号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。 (質疑なし)</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは、「議案第59号 宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第7 「議案第60号 宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。</p>
総合博物館 平良館長	<p>議案第60号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。</p>

下地委員	この規程の提案に関しては、むしろ遅かったのではないか。また、団体人数の20名という基準はどのようにして決まったのか。例えば、生徒が少人数の学校などが利用するとき、生徒数が20人に足りない場合もあるので運用に幅を持たせたらどうですか。
総合博物館 平良館長	学生に関しましては、宮古島市総合博物館条例で入館料免除となっております。また、70歳以上、障がい者、教員の研修での利用なども、入館料免除となっております。今回の団体取扱規程につきましては、それ以外の団体が対象となっておりますので、その件につきましては問題ないと思います。
下地委員	はい。理解できました。
新城委員	団体20人以上のことですが、団体の受け入れ人数について何名まで受け入れられるか条例の中でも決めていますか。
総合博物館 平良館長	受け入れられる最大の上限としまして、1回40名程度としており、時間調整し対応しています。
新城委員	規程を作るにあたって、数字を示しているので20人～何人までというような詳細を載せてもいいのではと思います。
総合博物館 平良館長	現在、観光バス等の受け入れは一度に2台が限界ですが、第一展示室、第二展示室に20名程度、特別展示室に20名程度と館内で密にならないよう、時間調整もしながら受け入れをしています。また、観光事業者等と協定を結び、来館の際は事前に連絡をしてもらうようにしています。観光事業者や団体から、このような問い合わせも増えてきており、団体取扱規程を定めること、協定を結ぶ事でしっかりと運営を行うための提案です。
大城教育長	中尾委員どうぞ。
中尾委員	この協定についてですが、博物館と事業者がと書いてありますが、博物館館長と事業者ということなのか、要するに協定を結ぶのは誰と誰なのか、また内容については、博物館に一任するということでよろしいですか。

総合博物館 平良館長	そうですね。協定については、博物館長と事業者等で締結するものであります。また内容については、事業者が20人以上の博物館入館者を誘客する旨を定めたものとするという規程第3条に基づいて作られるものです。
中尾委員	協定の内容としては、博物館長に一任するということでよろしいでしょうか。分かりました。
大城教育長	下地委員どうぞ。
下地委員	規定中、クーポン券を発行するとありますが、どのくらいの割引なのか。また条文に割引率を入れてないのは、団体の規模とか館長の判断によって割引の率が決まるのか。その辺をお聞きしたいです。
総合博物館 平良館長	割引につきましては、あくまでも宮古島市総合博物館条例の中の団体割引を適用した際の取り扱いになります。ここでいう協定に基づくクーポン券とは、事業者側が博物館と協定を結んでいることを証明する会員証になります。
大城教育長	他に質問等ありますか。 質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、「議案第60号 宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	次に日程第8 「議案第61号 宮古島市立学校処務規程の一部改正について」を議題とします。 それでは、説明をお願いします。
学校教育課 垣花課長	それでは、議案第61号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。

下地委員	例えば、閉校になった城辺、西城、砂川、福嶺中学校については、新しくなった城東中学校の校長が事務を処理するということですか。
学校教育課 垣花課長	卒業証明書等の発行事務についても、これまで閉校した学校の証明については、教育委員会学校教育課で発行していましたが、閉校した城辺、西城、砂川、福嶺中学校については、城東中学校校長で行うということです。
大城教育長	<p>他にありますか。</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
	それでは、「議案第61号 宮古島市立学校処務規程の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	<p>次に日程第9「議案第62号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
教育総務課 総務係 與那覇係長	<p>議案第62号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。
新城委員	はい。質問いいですか。
大城教育長	新城委員どうぞ。
新城委員	職種によって、開始時間と業務終了時間が違うのはどうしてですか。
教育総務課 総務係 與那覇係長	会計年度任用職員の勤務時間は、基本7時間となっていますが、図書館司書補助員については、7時間30分となっております。また業務終了時間が違う職種については、お昼休憩時間が1時間の職種と45分の職種がある為です。

新城委員	お昼休憩時間が1時間の職種と45分の職種があるのは、どうしてですか。
学校教育課 垣花課長	図書館司書補助員については、他の職種と同じ16時までとすると、放課後子どもたちが図書館を利用する際に支障がでてしまうため、7時間30分の勤務となっております。
	特別支援教育支援員や日本語学習支援員等については、支援を必要とする子どもたちの授業の中での支援が主な業務となっており、他の先生方とのお昼休憩時間と合わせているため、お昼休憩時間が45分と短くなっています。
新城委員	ありがとうございました。
大城教育長	他にありますか。
中尾委員	勤務時間の変更ということですが、すでに本年度勤務している会計年度任用職員の方への了解は得られているのか。就業時間の変更によって、子どもの送り迎えなど時間的に厳しくなり、この時間では働けませんということになったりしないのでしょうか。
教育総務課 総務係 與那覇係長	会計年度任用職員については、任用期間が1年となっており、来年度募集の際、事前に変更後の時間で募集をしています。
中尾委員	この条件で募集しても応募がない場合、時間の変更もあり得ますか。
教育部 上地部長	この件につきましては、校長会の中で学校長より、現在の時間では不都合なことが多いため、学校長裁量で学校によって勤務時間を変更することがあった為、これを統一してほしいとの要望があり今回の提案となりました。 先ほど、説明がありましたとおり、ハローワークへも変更後の勤務時間で募集しており、まずはそれに対して応募してきた方を採用することになります。場合によっては、校長裁量での時間の変更もあるかと思います。

大城教育長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第62号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第10「議案第63号 宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
教育施設班 平良班長 善平調整官 教育部 上地部長	<p>議案第63号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>(補足で追加説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願いします。</p>
中尾委員 善平調整官	<p>資料中、区分の中の長寿命化、要調査について教えてください。</p> <p>基本的に区分については、長寿命化をすることを前提に長寿命化と記載しています。要調査と記載している建物については、築年数が30年以上経過している建物ですので、今後状態を確認し調査しながら実態に合わせて見直しをしていくという意味で要調査と記載しています。</p>
中尾委員 教育部 上地部長	<p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>(計画・資料について説明)</p>
大城教育長	<p>他にありますか。</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

大城教育長	それでは、「議案第63号 宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	次に日程第11「議案第64号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について」です。 説明をお願いします。
教育総務課 総務係 與那覇係長	議案第64号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。
教育部 上地部長	(資料に基づき追加説明)
大城教育長	説明が終わりました。質疑等あればお願ひします。
	質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
	それでは、「議案第64号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。
大城教育長	次に日程第12「議案第65号 宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備について」です。 説明をお願いします。
教育総務課 総務係 與那覇係長	議案第65号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)
大城教育長	説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。

	<p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第65号 宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備について」は、原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第13「議案第66号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について」です。</p> <p>説明をお願いします。</p>
児童家庭課 久貝課長	<p>議案第66号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願いします。</p>
中尾委員	<p>簡素化という意味では、勤務証明書がいらなくなるというところだと思いますが、要綱の中の関係書類を添付してとありますが、具体的にどのようなものがありますか。</p>
児童家庭課 久貝課長	<p>資料では省略されていますが、第4条の中にいろんな要件が記載されておりまして、その中に就労している、妊娠中、疾病もしくは負傷、身体に障害を有している、家族の介護をしている等の証明が必要になる場合があります。</p>
大城教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
中尾委員	<p>はい。</p>
大城教育長	<p>他にありますか。</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>それでは、「議案第66号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決とします。</p>

大城教育長	<p>次に日程第14「議案第67号 宮古島市立教育研究所長の任命について」です。</p> <p>説明をお願いします。</p>
教育総務課 総務係 與那覇係長	<p>議案第67号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。</p> <p>質疑等なければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、「議案第67号 宮古島市立教育研究所長の任命について」は原案のとおり可決とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第15「報告第14号 宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会の報告について」です。</p> <p>説明をお願いします。</p>
学校給食共同 調理場 上地場長	<p>報告第14号についてご説明いたします。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
教育部 上地部長	<p>(資料に基づき追加説明)</p>
大城教育長	<p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。</p> <p>質疑等なければ、これで報告とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第16「報告第15号 臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）」です。</p> <p>説明をお願いします。</p>

教育総務課 来間課長	<p>報告第15号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。</p> <p>質疑等なければ、報告第15号について承認とします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第17「報告第16号 宮古島市立学校のいじめ事案に関する報告について」は、個人に関する情報を含む案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第16号については、秘密会とすることに決定しました。</p> <p>関係者以外は、退席お願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課 與那覇指導主事	<p>報告第16号についてご説明いたします。 (資料に基づき説明)</p> <p>説明が終わりました。お手元の資料のとおり確認し、質疑等あればお願ひします。</p>
新城委員	<p>いじめに関する報告は、とても心を締め付けられる思いがします。</p> <p>子どもたちが、転校した後の転校先での学校の対応をお聞かせください。</p>
学校教育課 與那覇指導主事	<p>転校先の学校には、在籍していた学校よりいじめの内容、その子の性格など報告をしました。また、教育委員会からも報告をして、転校して3ヶ月は転校先での状況も確認し、問題なく学校へも通学しているとのことでした。現在は解消となっております。</p>

新城委員	この報告は、本人や家族からも同じような回答だったのでしょうか。
学校教育課 與那覇指導主 事	この件については、保護者からは話を聞いていません。学校からの報告です。
新城委員	学校側は、通学しているということから、もう大丈夫だという見解ということですね。
学校教育課 與那覇指導主 事	学校での様子では、楽しく過ごしているとの報告です。
新城委員	とてもデリケートなことで、この子自身の本音はどこにあるのかなと少し心配になります。いじめは消えないと言いますが、できるだけ軽く、軽く、また傷を負った子どもたちのケアがうまくいけば大丈夫だと思います。いじめを受ける子、いじめをする子それぞれを気にかけてあげることが必要だと思います。そういうことを宮古島市で深く取り組んでいってほしいと思います。
	質疑等なければ、これで報告とします。
大城教育長	次に日程第18「その他」で何かありますか。
教育総務課 総務係 與那覇係長	明日3月27日、西城中学校と砂川中学校の閉校式が行われます。 また、4月1日には、城東中学校の閉校式も行われます。
大城教育長	以上を持ちまして本日の日程はすべて終了しました。 これで、令和2年度第25回宮古島市教育委員会（定例会）を閉会します。 お疲れ様でした。

教育長

大城裕子



會議録署名委員

渡久山ひろみ

